

議案第三十四号

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(宇部市漁港管理条例の一部改正)

第一条 宇部市漁港管理条例（昭和六十一年条例第十四号）の一部を次のように改める。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十二条第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第一号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

別表第二中「第十三条の二関係」を「第十二条関係」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成十六年条例第十三号）の一部を次のように改める。

第二条第四項第二十二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の一部改正等に伴い、所要の

附 則

整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市漁港管理条例（昭和六十年条例第十四号）

旧

新

(趣旨)

第一条 この条例は、漁港漁場整備法

(昭和二十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。) 第二十六条の規定に基づき、市が管理する宇部岬漁港、床波漁港及び丸尾漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第十二条 市長は、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取又は占用の許可を受けた者

第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。) 第二十六条の規定に基づき、市が管理する宇部岬漁港、床波漁港及び丸尾漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等)

第十二条 市長は、法第三十九条第一項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下「土砂採取者等」という。）から、法第三十九条の五第一項の規定により、別表第二に定める土砂採取料又は占用料（消費税の課税対象となるものについては、同表の規定により算出して得た合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。

別表第二（第十三条の二関係）

名称	区分	単位	金額

別表第二（第十二条関係）

名称	区分	単位	金額

風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成十六年条例第十三号）

旧

（行為の制限）

第二条

4

二十一 漁港漁場整備法
（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる漁港施設若しくは同条第二号イ若しくはロに掲げる漁港施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

新

（行為の制限）

第二条

4

二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる漁港施設若しくは同条第二号イ若しくはロに掲げる漁港施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

議案第44号

宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市楠こもれびの郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市楠こもれびの郷	宇部市大字西万倉字沖田1662番地1

2 指定管理者の候補者

宇部市大字東万倉字二ノ沖田917番地

楠むらづくり株式会社

代表取締役 平本正亨

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 44 号 宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件

1 施設の名称

- (1) 名 称 宇部市楠こもれびの郷
(2) 位 置 宇部市大字西万倉字沖田 1662 番地 1

2 指定管理者の候補者

- (1) 団 体 名 楠むらづくり株式会社
(2) 代表者名 代表取締役 平本正亨
(3) 主たる事務所の所在地 宇部市大字東万倉字ニノ沖田 917 番地

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 (5 年間)

4 選定理由

宇部市楠こもれびの郷の指定管理者の候補者の選定に当たり 3 団体からの応募があり、令和 6 年 1 月 17 日に開催した宇部市楠こもれびの郷指定管理者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し選考しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当候補者は、審査基準・審査項目に基づく得点が最も高く、基準点(300 点)を満たしている。

温泉施設と農産物直売所、農家レストラン、農業研修交流施設の 4 つの施設で構成される「楠こもれびの郷」には、楠地域の農林業振興と地域活性化、都市と農村の交流促進、地域農業の担い手育成などが期待されているが、これら施設の設置目的を十分に理解し、施設を安定して運営・活用できる団体であると評価された。

特に、農業体験や就農希望者に対する営農指導等の実績と万農塾に隣接する農業体験・研修用農地や農業用ハウスも有しており、新規就農者の確保・育成により、地域農業の発展への寄与が期待できるとも評価された。

以上の点から、指定管理者の候補者としてふさわしいと認められる。

5 評価結果 (委員 5 人の合計 500 点満点)

評価基準	配点	楠むらづくり 株式会社	応募団体 A	応募団体 B
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること	50	43	37	28
II 施設の効用を最大限に發揮させるものであること	150	112	116	78
III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	100	72	72	48
IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	150	106	100	78
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	50	41	39	29
合計点数	500	374	364	261

レジオネラ菌検出による楠こもれびの郷の一部営業停止について

2月20日（火曜日）、楠こもれびの郷の温浴施設「くすくすの湯」の利用を停止しました。源泉と全7浴槽の水質検査の結果、1浴槽から基準値（10個未満/100ml）を超える10個/100mlのレジオネラ属菌が検出されたためです。

源泉とその他の6浴槽からは未検出（0個/100ml）でした。

今後は全浴槽の清掃と消毒を行い、改めて水質検査を実施し安全が確認されるまでの間、休館いたします。

再開については、改めてお知らせします。

なお、くすくすの湯以外の農産物直売所四季彩市、レストランつつじについては、通常通り営業を行います。

経緯

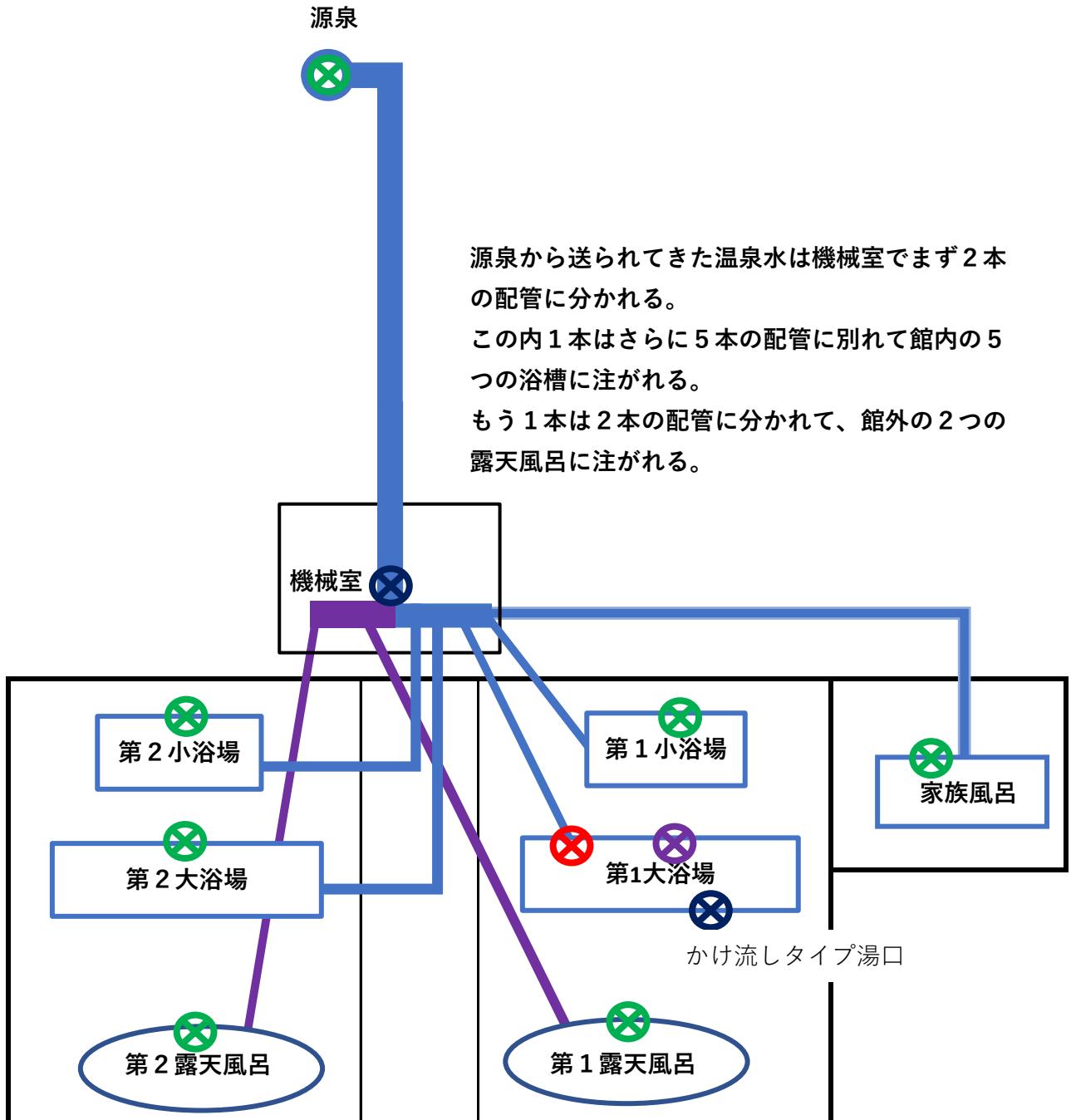
日付	内容
2月8日（木曜日）	源泉と全7浴槽について水質検査を実施
2月20日（火曜日）	水質検査の結果、基準値（10個未満/100ml）を超えるレジオネラ属菌が検出されたことが判明 ただちに「くすくすの湯」の利用停止

採点表
応募団体1()

審査基準	審査項目	内 容	評価レベル	配点
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	施設の基本的な運営方針	事業の基本方針は、施設の設置目的や本市の政策目的を踏まえたものになっているか。	5・4・3・2・1・0	5 10
		事業の基本方針は、市が示した管理の方針と合致しているか。		
		公の施設の管理・運営に相応しい理念を持っているか。		
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業内容に偏り等がなく、利用者の平等性が確保されているか。 特定の者に対して不当に利益を制限または優遇するものになっていないか。	5・4・3・2・1・0	5
II 施設の効用を最大限に發揮させるものであること。	利用者の増加を図るため具体的手法及び期待される効果	利用拡大のための具体的かつ適切な提案がなされているか。	5・4・3・2・1・0	10
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。		
	利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための具体的な提案がなされているか。	5・4・3・2・1・0	10 30
		提案の内容は募集要項及び仕様書に示した内容と整合性が図られているか。		
		利用者の意見やニーズを取り入れる仕組みが提案されているか。		
	施設の維持管理の内容及び実現可能性	市が求める内容が事業計画書で提案されているか。	5・4・3・2・1・0	10
		効率的な運営管理の方策が提案されているか。		
		施設の安全管理や災害・事故に対する危機管理が適切に行われる体制となっているか。		
III 施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容	事業計画実行のために必要な経費がすべて計上されているか。	5・4・3・2・1・0	20 20
		管理経費の削減がサービスの低下につながらない適切なものとなっているか。		
IV 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	収支計画の内容及び実現可能性	収支計画は実現可能性のある適切なものとなっているか。	5・4・3・2・1・0	5
		収支計画と事業計画の整合性は図られているか。		
	安定した運営が可能となる人的能力	人数や配置、専門職種等、運営に必要な職員体制が確保されているか。	5・4・3・2・1・0	10 30
		職員の採用、確保の方策は適切か。		
		職員の指導育成、研修体制は十分か。		
	安定した運営が可能となる物的・人的能力	団体等の財務状況は健全か。	5・4・3・2・1・0	10
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か。		
		必要な機材等は確保されているか。		
		個人情報の保護措置は適切か。		
	類似施設の運営実績	類似施設を良好に管理又は運営した実績はあるか。	5・4・3・2・1・0	5
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応は適切か。	5・4・3・2・1・0	5 10
	環境への配慮	環境へ配慮した提案がされているか。		
	地域の活性化への取り組み	地産地消等の農林業振興に努めようとしているか。	5・4・3・2・1・0	5
		地元での雇用や物品調達など地域の活性化に努めようとしているか。		
合計点数				100

宇部市楠こもれびの郷指定管理候補者審査基準に基づく

くすくすの湯配管図



2/8、2/22 水質検査で未検出



2/8 水質検査で検出（10個/100ml）、2/22 水質検査で未検出



2/22 水質検査で未検出



2/22 水質検査で検出（14個/100ml）

議案第三十五号

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程廃止の件

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程（昭和三十四年条例第十五号）を次のように廃止する。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭一

宇部都市計画事業小串土地区画整理事業施行規程は、廃止する。

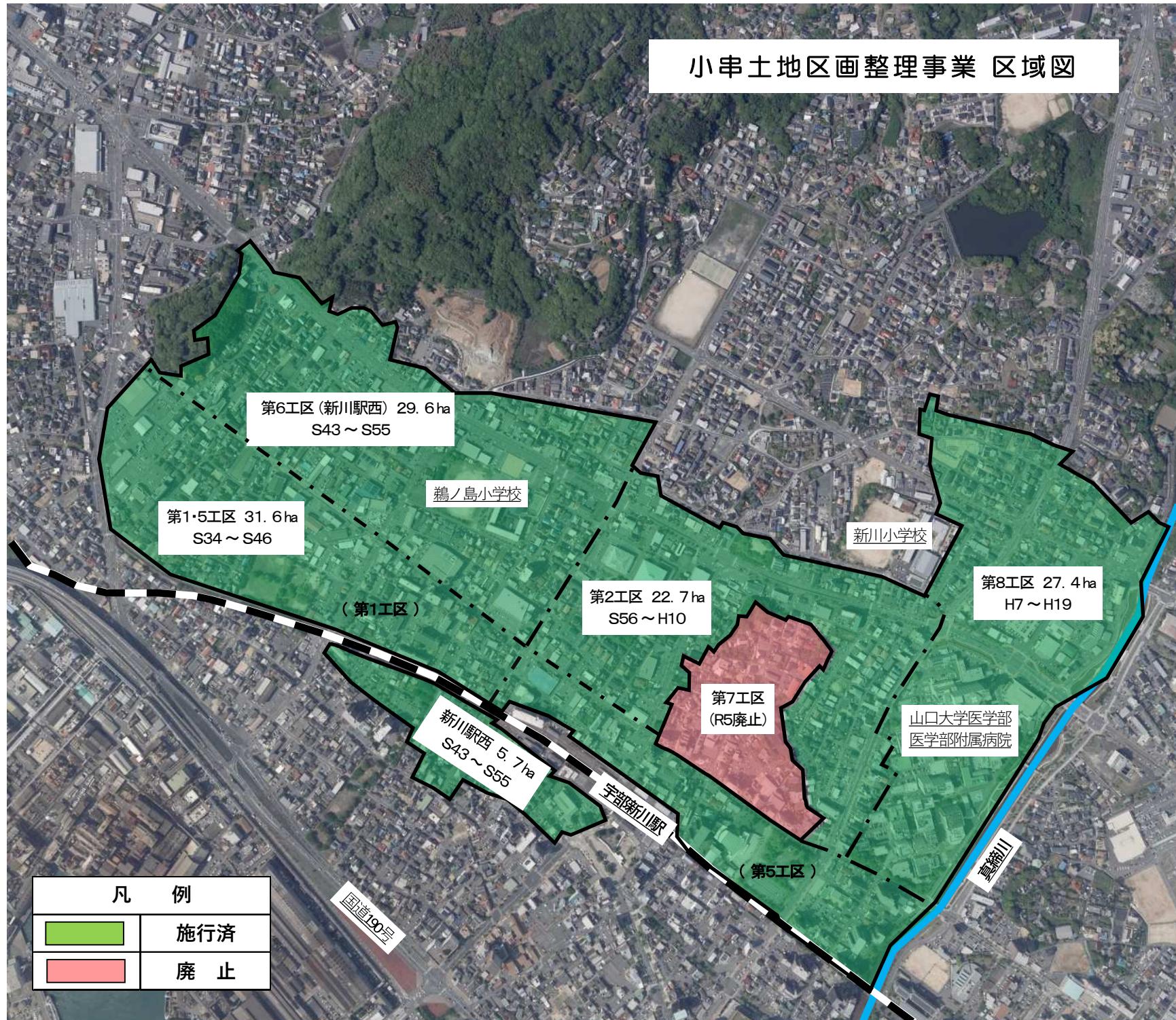
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

小串土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

小串土地区画整理事業 区域図



議案第45号

工事請負変更契約締結の件

令和4年12月市議会定例会において議決された議案第119号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 773,358,300円也

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（当初 一金 693,000,000円也）

【説明】

1 工事名	旧山口井筒屋宇部店解体工事
2 工事場所	宇部市常盤町一丁目地内
3 工事の概要	
(1) 百貨店棟	
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地 下1階付6階建て
延床面積	11,273.81m ²
(2) 銀行棟	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建て
延床面積	2,673.44m ²
(3) 立体駐車場棟	
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て
延床面積	4,540.56m ²
(1)～(3)合計	

延床面積 18,487.81 m²

4 契約の相手方 日立建設・ループ共同企業体

代表者 宇部市善和 591-3

日立建設株式会社

代表取締役 上 村 隆 晃

宇部市大字中宇部 1734 番地 3

株式会社ループ

代表取締役 前 田 光 男

5 変更の理由 立体駐車場棟の解体に係る工法の変更、各棟のアスベスト除去作業等の追加等に伴い、工事請負金額を増額変更するものである。

議案第三十六号

宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件

宇部市空家等対策の推進に関する条例（平成二十七年条例第四十五号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 一

第三条中「特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等」を「空家等」に改める。

第四条第二項中「特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等」を「適切な管理が行われていない空家等」に改める。

第五条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項の規定による指導及び法第二十二条第一項」に、「特定空家等」を「管理不全空家等」に改める。

第六条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第七条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第九条中「及び第十四条」を「、第十三条及び第二十二条」に、「第三条」を「第五条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）の一部改正に伴い、空家等の対策を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

旧

旧

対

照

表

新

(当事者間における解決の原則)

第三条

特定空家等及び特定空家等であると

疑われる空家等に關し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、法第十四条第一項

の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、法第六条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第

二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 法第七条第一項に規定する協議のか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

(当事者間における解決の原則)

第三条

空家等

に關し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市民等の役割)

第四条

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第五条 市長は、法第十三条第一項の規定による指導及び法第二十二条第一項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば管理不全空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

(空家等対策計画)

第六条 市長は、法第七条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第

二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。

(協議会)

第七条 法第八条第一項に規定する協議のか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）

は、法第七条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条及び第十四条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第三条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

は、法第八条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条、第十三条及び第二十二条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第五条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

新	旧	対照表
(当事者間における解決の原則)	(当事者間における解決の原則)	
第三条 特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。	第三条 空家等に 関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。	
(市民等の役割)	(市民等の役割)	
第四条	第四条	
2 市民等は、特定空家等及び特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。	2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。	
(助言又は指導)	(助言又は指導)	
第五条 市長は、法第十四条第一項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。	第五条 市長は、法第十三条第一項の規定による指導及び法第二十二条第一項の規定による助言又は指導のほか、そのまま放置すれば管理不全空家等となるおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。	
(空家等対策計画)	(空家等対策計画)	
第六条 市長は、法第六条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。	第六条 市長は、法第七条第一項の規定に基づき宇部市空家等対策計画を定め、同条第二項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。	
(協議会)	(協議会)	
第七条 法第七条第一項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第七条 法第八条第一項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき宇部市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	
2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）	2 協議会は、委員十名以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）	

資料1

余分の補正

「管理不全空家」の追加

実状に合わせ、対象を拡大

は、法第七条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条及び第十四条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第三条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

条ずれの補正

は、法第八条第二項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(警察その他の関係機関との連携)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に第五条並びに法第九条、第十三条及び第二十二条の規定により市長が行う措置に関する情報を提供し、当該空家等について法第五条に規定する適切な管理が実施されていない状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

「管理不全空家」の追加

●管理不全空家等に対する措置（改正法第13条）

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。



危険度 高 ← 低

＼＼ 空き家発生！／／



管理不全空家

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま
放置すると倒壊等の
恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

議案第三十七号

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭一

宇部市営住宅条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市営住宅条例(平成九年条例第二十号)の一部を次のように改める。

別表中央町第三借上住宅の項を削り、同表中

中央町第四借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第五借上住宅	
中央町第六借上住宅	

を

「

中央町第五借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第六借上住宅	
中央町第六借上住宅	

に改める。

第二条 宇部市営住宅条例の一部を次のように改める。

別表中

中央町第六借上住宅	宇部市中央町三丁目一三番
中央町第五借上住宅	
中央町第六借上住宅	

を

「

に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表の改正規定（中央町第三借上住宅の項を削る部分を除く。） 令

和六年九月一日

二 第二条の規定 令和七年一月五日

「説明」

中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅及び中央町第五借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものである。

）これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

〔第一条關係〕

新旧对照表

名称

Figure 1. A schematic diagram of the two types of boundary conditions used in the simulation. The left boundary condition is a wavy line, while the right boundary condition is a straight line.

別表（第三条関係）

1

【第二条關係】

1

名称

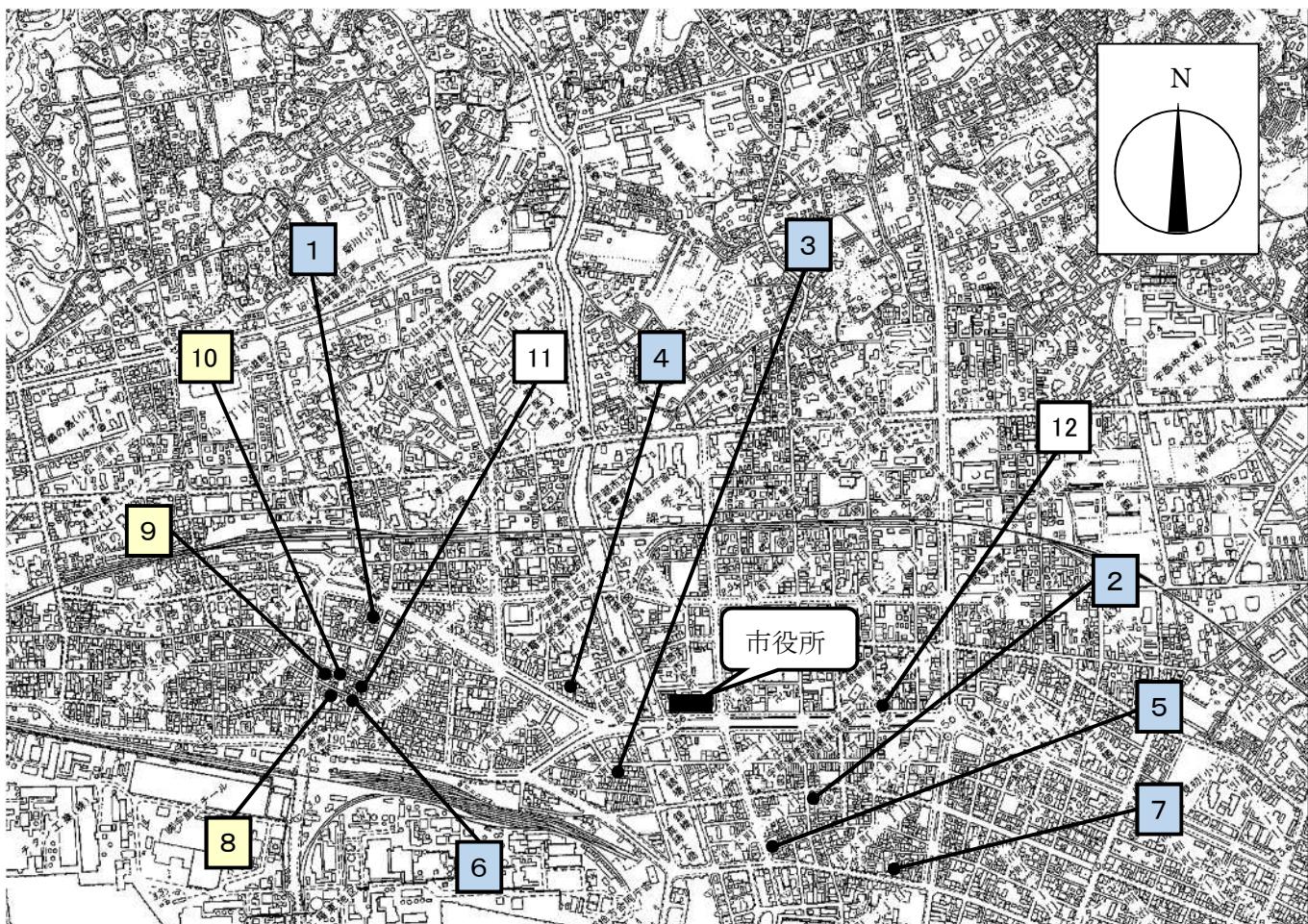
三

名称	位置
宅 六 借 上 住 中央 町 第	宇 部 市 中 央 町 三 丁 目 一 三 番

別表 (第三条関係)	宅六借上住	中央町第	名称
宇部市中央町三丁目一三番		位置	

資料 1

宇都市借上型市営住宅一覧



番号	名称	戸 数	契約期間満了日	備 考
1	中央町借上住宅	12	令和 2 年(2020 年) 3 月 31 日	中央ハイツ
2	東本町借上住宅	30	令和 2 年(2020 年) 3 月 31 日	新天町センターハイツ
3	新町借上住宅	11	令和 2 年(2020 年) 7 月 31 日	ミストラル2000
4	相生町借上住宅	24	令和 3 年(2021 年) 10 月 31 日	メゾン相生
5	東本町第二借上住宅	20	令和 4 年(2022 年) 5 月 31 日	アビリティ東本町
6	中央町第二借上住宅	6	令和 5 年(2023 年) 8 月 31 日	中原ビル
7	東本町第三借上住宅	24	令和 5 年(2023 年) 9 月 30 日	レジデンス東本町
8	中央町第三借上住宅	48	令和 6 年(2024 年) 4 月 30 日	アンビエンテ
9	中央町第四借上住宅	6	令和 6 年(2024 年) 8 月 31 日	広島屋ビル
10	中央町第五借上住宅	6	令和 7 年(2025 年) 1 月 4 日	さくらB. D
11	中央町第六借上住宅	6	令和 7 年(2025 年) 5 月 31 日	カーサ合歓
12	常盤町借上住宅	35	令和 7 年(2025 年) 6 月 30 日	Lesta クシベ
計		228		

※ 返還完了したもの 令和6年度に返還予定のもの

議案第 46 号

恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
恩田運動公園	宇部市恩田町四丁目

2 指定管理者の候補者

宇部市体育協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目 1 番 4 号

公益財団法人宇部市体育協会

理事長 千 葵 泰 久

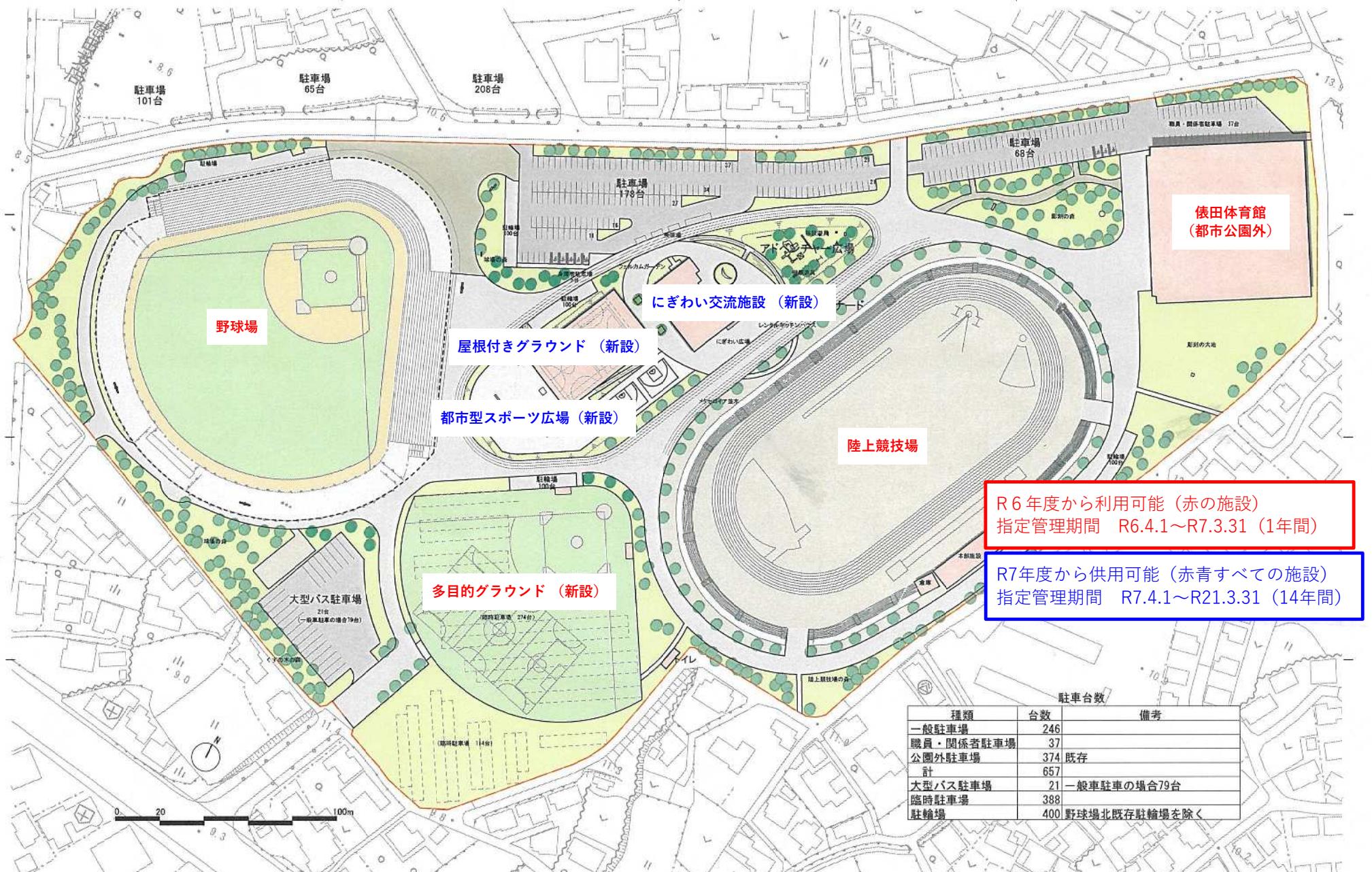
大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水 野 明 人

3 指定する期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



種類	台数	備考
一般駐車場	246	
職員・関係者駐車場	37	
公園外駐車場	374	既存
計	657	
大型バス駐車場	21	一般車駐車の場合 79台
臨時駐車場	388	
駐輪場	400	野球場北既存駐輪場を除く

特記

Date 2023.03.31
Che. Dr. ※※

Project 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務
(様式9-4) 全体配置図

Scale A3:1/1500
No. 参加者番号
3

議案第三十八号

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例（宇部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第一条 宇部市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

（宇部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第二条 宇部市水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

（宇部市交通事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第七十号）の一部を次のように改める。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新　　旧　　対　　照　　表

宇都市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）

旧

新

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の二第八項の規定により
下水道事業の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければ
ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償
額が十万円以上である場合とする。

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の八第八項の規定により
下水道事業の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければ
ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償
額が十万円以上である場合とする。

宇都市水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十号）

旧

新

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の二第八項の規定により
下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任
の免除について議会の同意を得なければな
らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額
が十万円以上である場合とする。

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の八第八項の規定により
下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任
の免除について議会の同意を得なければな
らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額
が十万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

宇都市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第七十号）

旧

新

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の二第八項の規定により
、交通事業の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければ
ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償
額が十万円以上である場合とする。

第六条 法第三十四条において準用する地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百四十三条の二の八第八項の規定により
、交通事業の業務に従事する職員の賠償責
任の免除について議会の同意を得なければ
ならない場合は、当該賠償責任に係る賠償
額が十万円以上である場合とする。

議案第三十九号

宇部市水道条例中一部改正の件

宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第三十四条第二項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第三十四条

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第三十四条

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、当該者の給水の申込みを拒み、又は当該者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更に該当するとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件

宇部市営旅客自動車運送条例（昭和二十六年条例第八十三号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十八条第一項第六号中「第七十五号」第九条の二を「第七十五号。以下「省令」という。）第四条第二項」に、「道路運送法施行規則第九条の三第一項第二号」を「省令第四条の二第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新　　旧　　対　　照　　表
新

第十八条

六 前各号の規定にかかわらず、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第九条の一に規定する地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（道路運送法施行規則第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）において合意されたときは、その運賃（以下「協議運賃」という。）とする。

第十八条

六 前各号の規定にかかわらず、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「省令」という。）第四条第二項に規定する地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（省令第四条の二第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）において合意されたときは、その運賃（以下「協議運賃」という。）とする。

議案第50号

損害賠償の額を定める件

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第70号)第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年9月15日、市内上町のJR宇部新川駅バスロータリー内の横断歩道において発生した路線バスによる人身事故

2 損害賠償の相手方

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

法定代理人(成年後見人)

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の額 一金 42,272,368円也